



# 鳥取県公報

平成 24 年 7 月 10 日 (火)  
第 8 4 1 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (494) (福祉保健課) . . . . . 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (495) (障がい福祉課) . . . . . 2
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (496) (〃) . . . . . 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (497) (水産課) . . . . . 3
	基本測量の実施 (498) (技術企画課) . . . . . 3
	県道の路線の廃止 (499) (道路企画課) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (500) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	指定介護老人福祉施設の指定 (501) (〃) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (502) (〃) . . . . . 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (503) (〃) . . . . . 5
	土地改良区の役員の就退任 (504) (東部総合事務所農林局) . . . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (16) . . . . . 6
◇ 雑 報	行政書士試験の実施 (政策法務課) . . . . . 6
◇ 正 誤	平成24年 6 月 29 日付鳥取県公報第8408号中訂正 . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第494号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
宮内 秀樹	倉吉市宮川町二丁目70	宮内整骨院	倉吉市宮川町二丁目70	平成24年6月28日

## 鳥取県告示第495号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	山根 明文	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
神経内科	肢体不自由	周藤 豊	〃
消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	岩本 明美	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
神経内科	音声・言語機能障害 肢体不自由	土井 あかね	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構鳥取 医療センター
呼吸器・膠原病内科	呼吸器機能障害	唐下 泰一	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	倉繁 拓志	鳥取市的場一丁目1 鳥取市立病院

## 鳥取県告示第496号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月 日
------------	--------	-------------------	--------------------	---------------	-----------

独立行政法人国立病院 機構	東京都目黒区 東が丘二丁目 5-21	独立行政法人国立 病院機構米子医療 センター	米子市車尾四丁目 17-1	育成医療、更 生医療	平成24年 7月1日
株式会社あみはま薬局 代表取締役 網濱 博	鳥取市今町一 丁目101	あみはま薬局	鳥取市今町一丁目 101	〃	〃
株式会社ジュンテンド ー 代表取締役 飯塚 正	島根県益田市 下本郷町206 -5	順天堂薬局サンデ ーズ伯耆店	西伯郡伯耆町大殿 977-1	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	〃

**鳥取県告示第497号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取泊加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

**鳥取県告示第498号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（オルソ画像）作成」
- 2 作業期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美町、若桜町及び八頭町

**鳥取県告示第499号**

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成24年7月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
272	智頭停車場線	智頭停車場	八頭郡智頭町大字智頭	

**鳥取県告示第500号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぼやーじゅ	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	平成24年 7 月 1 日	通所介護
社会福祉法人こうほうえん	訪問介護事業所にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年 7 月 2 日	訪問介護
〃	短期入所生活介護にしまち幸朋苑	〃	〃	短期入所生活介護

**鳥取県告示第501号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

開設者の名称	介護老人福祉施設の名称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	介護老人福祉施設にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年 7 月 2 日

**鳥取県告示第502号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 10 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぼやーじゅ	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	平成24年 7 月 1 日	介護予防通所介護
社会福祉法人こうほうえん	訪問介護事業所にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成24年 7 月 2 日	介護予防訪問介護
〃	短期入所生活介護にしまち幸朋苑	〃	〃	介護予防短期入所生活介護

**鳥取県告示第503号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	居宅支援事業所に しまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目 108	居宅介護、重度訪問介護	平成24年7月 2日

**鳥取県告示第504号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年7月10日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	懸 樋 勝 雄	鳥取市本高92
〃	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	松 村 則 美	鳥取市本高174
〃	松 本 靖 人	鳥取市本高81－3
〃	山 本 紘一郎	鳥取市本高164
〃	松 下 卯一郎	鳥取市本高358
監 事	河 原 洋 夫	鳥取市本高181
〃	山 下 重 行	鳥取市本高369－1
〃	河 原 利 明	鳥取市本高129
〃	小 松 広 美	鳥取市本高160

平成24年4月29日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 尾 正 彦	鳥取市本高85－6
〃	河 原 洋 夫	鳥取市本高181
〃	松 本 正 延	鳥取市本高166
〃	山 本 紘一郎	鳥取市本高164
〃	福 本 政 男	鳥取市本高364
〃	小 松 広 美	鳥取市本高160
監 事	河 田 重 義	鳥取市本高145
〃	山 下 重 行	鳥取市本高369－1

〃 松本靖人 鳥取市本高81-3  
〃 坂本義夫 鳥取市本高332  
平成24年4月30日就任 任期2年

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第16号

平成24年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成24年7月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成24年7月18日（水） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
  - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に係る立候補予定者説明会の開催結果について
  - (2) その他

## 雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成24年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

- 1 試験の日時  
平成24年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所  
鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学鳥取キャンパス
- 3 試験方法及び科目  
次の事項につき筆記試験（(1)は択一式及び記述式、(2)は択一式）により行う。  
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题する。
  - (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）  
憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されているものに関して出題する。
  - (2) 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）  
政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解
- 4 受験手続
  - (1) 郵送による受験申込み
    - ア 提出書類  
受験願書一式

## イ 提出先及び提出方法

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布する宛先が印刷された封筒により簡易書留郵便で郵送すること。

## ウ 受付期間

平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで

なお、平成24年9月7日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

## エ 受験手数料

7,000円（納付方法については、8により配布する試験案内を参照すること。）

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## イ 受付期間

平成24年8月6日（月）午前9時から同年9月4日（火）午後5時まで

なお、受付期間中にアの受験申込画面に接続中又は入力中の者であって、受験申込みを完了していないものは、受付期間の終了によりインターネットによる受験申込みができなくなるので注意すること（受付期間の最終日は受験申込画面の大変な混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。）。

## ウ 受験手数料

7,000円（納付方法は、申込者本人名義のクレジットカード（VISA、Master又はUCに限る。）

による決済のみとする。払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

## 5 問合せ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700

## 6 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者に対しては、障害の状態により必要な特例措置（点字試験を含む。）をとることがあるので、特例措置を希望する者は受験申込みに先立って5の問合せ先に必ず相談すること。

## 7 合格者の発表

試験の合格者については、平成25年1月28日（月）午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。

## 8 試験案内及び受験願書の配布

## (1) 郵送配布

140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること（平成24年8月31日（金）必着のこと。）。

ア 配布期間 平成24年8月6日（月）から同月31日（金）まで

イ 請求先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

## (2) 窓口配布

ア 配布期間 平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで

イ 配布場所等

次の表の配布場所の欄に掲げる場所で、同表の配布時間の欄に定める時間（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

